

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告
します。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ウズベキスタン国地震災害に対する事前防災投資促進に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ウズベキスタン国地震災害に対する事前防災投資促進に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00373

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国地震災害に対する事前防災投資促進に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約期間（予定）：2024年11月から2025年2月
なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部：契約推進第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 防災グループ 防災第二チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月10日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年9月10日 12時
3	質問への回答	2024年9月13日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024 年 9 月 20 日 12 時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024 年 10 月 4 日 11 時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）日程参照

2）提出先：<https://forms.office.com/r/RK7Q7hN9ma>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

1）上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

2）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：上記2.（3）日程参照

（2）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書

等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札

- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第 3 章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
- ② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%を N として計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１ １． 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１ ２． フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ウズベキスタン国（以下「ウズベキスタン」という。）は、地震の多い国であり、一年に300回ほどの地震が起きている。特に首都タシケントやサマルカンドより東部のアンディジャン州、フェルガナ州、ナマンガン州はフェルガナ構造盆地と天山山脈の境界面周辺に位置し、大地震が多く発生する地域である。それを取り巻くように位置するタシュケント州、シルダリア州、ジザフ州、サマルカンド州でも地震活動は活発である。首都タシケントでは、1966年にタシケント地震（M5.0）が発生し、多くの住宅・公共建築物が倒壊した。地震後、旧ソ連主導のもと、新たな住戸が建設されて以降、地震による大きな被害は見られないものの、同時代に建てられた建築物は旧ソ連時代の基準に則り設計されており、現基準の地震力に対して十分な耐力を有していないと想定される。また、地震が発生した場合の経済的ロスは100億ドル（1.5兆円）に上るとの試算もある。先方政府は、「新ウズベキスタン開発戦略 2022～2026」の中で「非常事態・災害対応」を優先分野の一つとしており、同政府が掲げる持続的な経済成長を達成するためには、将来の大地震に備えた事前防災投資が急務であると考えている。

また同国は、中央アジア地域最大の人口（約3500万人）を擁し、旧ソ連時代から同地域において中心的な役割を果たしてきていること、中央アジア地域で唯一、円借款を含めたあらゆるJICAの援助スキームが実現できる国であり、中央アジア地域全体における日本のプレゼンスを発揮していく拠点となりうる。したがって、本調査では、中央アジアでの展開を見据えた事業の絞り込みや必要な情報の収集を行う。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ウズベキスタンで想定される自然災害の一つである地震に対し、重要建築物耐震化ニーズに係る情報収集、分析を行い、首都タシケント市の事前防災投資に資する重要建築物の対象案件を整理し、先方政府による耐震化促進にかかる行動計画

を取りまとめ、その中から有償資金協力候補案件、無償資金協力候補案件、技術協力プロジェクト（有償勘定技術支援含む）候補案件の提案を行う。候補案件の対象は、公共性の高い建築物（防災拠点となり得る建築物、特に庁舎、病院、教育施設、公営市場、スタジアム等）とする。

第3条 調査実施の留意事項

①JICA 事業の成果を活用した調査

本調査の実施にあたっては、JICA の実施済みの協力内容・結果や調査結果を積極的に活用する。特に2021年度に実施された「プロジェクト研究 地震分野の防災協力の再評価と 重点分野の今後の方策検討」のボトルネック及びフェーズ比較表（新設公共建築物・既設公共建築物）[業務完了報告書中, 表 4-1, 2]のウズベキスタン分を作成する。

②他ドナーの取り組みに関する情報収集

世界銀行、国連開発計画、国連人間居住計画、アジア開発銀行など、これまで多くの国際機関が、ウズベキスタンにおける防災分野で協力を実施、計画している。これら機関の協力方針や、構造物対策を中心とした協力実績及び最新動向を取りまとめる。

③重要建築物所管機関の取り組みに関する情報収集

災害対応における拠点となり得る重要建築物を所管する現地関係機関と協議を行い、各施設の老朽化の状況、事業計画、新設や建て替えのニーズの動向、スケジュールや予算措置などについて情報収集を行う。また、現地関係機関と協議を行う際は、JICA ウズベキスタン事務所と連携して調査を実施する。ただし、本調査は今後の協力を約束するものではないことに留意し、現地関係機関に誤解を与えないようにする。

④本邦技術の活用に関する分析

我が国の重要建築物に対しては、災害発生時も機能継続する必要があるとの観点から、一般建築物よりも強い耐震性を持たせていることが多い。新築の建築物では免震・制振技術の導入、既存の建築物に対しては、免震・制振改修技術の導入、外付けフレーム工法や減築など施工中も建築物の機能を維持したまま工事が出来る（居ながら施工）工法もあり、これら日本の技術は途上国の建築物耐震化促進に寄与するものが多く、これら本邦技術を活用した資金協力事業は、各国において多くニーズがあると思われる。必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行うとともに、相手国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ検討する。

⑤開発事業、イニシアティブ、構想の活用

仙台防災枠組の他、他分野のイニシアティブの適用や活用可能性について検討を行い、複合的な課題解決に資する可能性を追求する。例えば、都市計画分野におけるスマートシティのイニシアティブや民間活力利活用（民間参画都市（再）開発事業やPFI事業）と防災分野を掛け合わせた建築物の建替え、道路拡幅、区画整備、または民間建築物耐震化促進のためのツーステップ・ローンや環境分野におけるクリーンシティイニシアティブと防災分野を掛け合わせた建築物の省エネ化、低炭素化などが挙げられる。

⑥ 防災の波及効果を考慮した代表例となる候補案件の形成

調査で提案する協力候補案件は、ウズベキスタンの防災能力向上に寄与する他、防災に対する実施機関の意識醸成や耐震化促進に波及する余地がある。このため、候補案件は、ウズベキスタンの防災に係る構造物対策の代表例（ショーケース化）となることを意識して検討する。

⑦今後の支援方針にかかるとりまとめ及び提言

調査の結果を踏まえ、有償資金協力または無償資金協力としての案件の具体化、及び資金協力の前提となる先方負担事項に係る提言を行う。有償資金協力の候補案件は、金額面で様々な規模を検討することで、先方政府の債務状況に応じて柔軟な提案が可能となるよう考慮する。また、ウズベキスタンは「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について（平成26年4月外務省国際協力局）」における所得水準が相対的に高い国に該当する。このため、無償資金協力の案件の具体化においては、案件の性質（緊急性・迅速性、人道上のニーズ等）、我が国の対外政策（外交的観点、重要政策との関係等）、供与先となる途上国が置かれている状況（債務状況、環境的脆弱性等）などを十分に勘案した案件を検討する。

第4条 調査の内容³

1. 業務計画書の作成

業務計画書案を作成し、発注者の承認を得る。業務計画書案には報告書の目次案も含まれる。

³ 効果的、効率的な調査を実現する現地調査期間及び現地渡航回数、またオンライン会議の活用等調査工程上の工夫等について、技術提案書にて提案すること。

2. 関連資料、関連政策・計画の情報の収集・分析等

地震災害や防災関連事業に必要となる関連資料や関連政策・計画（国土利用計画、土地利用計画、都市計画、非常事態対応計画（緊急輸送道路等）、都市再開発計画等）、タシケント市内の建築物等について既存情報や資料を収集する。また、その現況と課題について整理する。これらを踏まえて災害リスクと守るべきエリアや重要建築物を計画類での位置づけと共に明確化し、必要となる事業について分析する。

3. 実地踏査、関係機関等との面談

2.に基づき分析されたエリアや重要建築物を対象に実地踏査を実施し、災害リスクや構造物対策、非構造物対策の状況などを調査する。また、実施機関である建設住宅公共サービス省（MoCHCS）を中心に、関係機関と面談を行い、重要建築物に係る最新状況やウズベキスタン側のニーズについて聞き取りを行う。

4. 建築物の構造物対策に係る情報整理・分析

2及び3で収集した情報及び分析を基に、建築物の構造物対策の現状や課題について分析を行う。建築物の対象はODAの性質の観点から公共性が高い施設を中心に以下のとおり想定するが、耐震化や免震化に係る技術の導入の可能性、防災備蓄倉庫等の防災に係る付随的な施設や資機材、耐震化や免震化・制振化のニーズがある公営の集合住宅等についても検討する。なお、防災拠点としての観点から非構造要素や設備類についても改修や更新の必要性を検討する。

- ① 政府庁舎・市庁舎
- ② 病院
- ③ 教育施設
- ④ 公共の大規模集客施設（公営市場、スタジアム等）
- ⑤ その他関連施設（防災に関連する資機材、公共性の高い集合住宅等）

5. 本邦技術／DX技術等の情報収集と導入可能性の検討

ウズベキスタンの防災・減災の技術や適用状況に対し、本邦における耐震や免震・制振などの防災・減災技術、これに係るDX技術の導入可能性について情報収集を行う。また、必要に応じて本邦企業にヒアリングを行う。

6. 他分野の事業・イニシアティブ・構想の活用の検討

ウズベキスタン国の防災分野他分野のイニシアティブの適用や活用可能性について検討を行い、複合的な課題解決に資する可能性を追求する。例えば、都市開発分野におけるスマートシティ、民間活力利用や環境分野における省エネ化・脱炭素化などが挙げられる。⁴

7. 調査結果の総括

前述の調査結果に基づき、先方政府による耐震化促進にかかる行動計画を取りまとめ、その中から有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの候補案件を提案する。

① 先方政府による耐震化促進にかかる行動計画案の作成

先方政府が実施すべき重要公共建築物の耐震化に向けたアクションプラン案を作成する。

② 有償・無償資金協力候補案件、技術協力プロジェクトのショートリスト作成

①で作成したアクションプラン案の中から、ウズベキスタンのニーズを踏まえた上で、構造物対策に対する事前防災投資の観点から、有償資金協力及び無償資金協力候補案件となり得る重要建築物のショートリストを作成する。候補案件は単一の施設のみならず、既存の計画等に照らして重要な複数の既存施設に対する耐震化などの視点も含めてその規模感を検討する。また、ウズベキスタンのニーズが技術協力プロジェクトに該当する場合は、併せて提案する。

③ 候補案件概要表の作成

作成したショートリストの候補案件について、案件概要表を作成する。当該概要表は日本政府や相手国政府への説明に用いることを想定し、事業の背景、必要性、目的、対象地域、重要性の判断根拠となる既存計画等、活用が期待される本邦技術、維持管理体制、事業スケジュール、実施体制、概算事業費、想定される開発効果などを明記する。

8. 支援方針に係る提言案の検討

今後の支援方針に係る提言案を取りまとめる。資金協力を行う際の留意点、ボトルネックとなり得る事項を洗い出し、これに対する提言を行う。防災拠点となる重要建築物の構造物要素、非構造物要素、設備の対策に係る内容を前提とするが、例えば都市

⁴ 複合的な課題解決に資する事業形成の可能性追求の観点から、想定される連携対象分野・イニシアティブ・構想を技術提案書にて提案すること。提案にあたり、日本企業が有する技術の活用についても可能な範囲で言及すること。

計画等との一体的な防災事前投資の必要性が提案できる場合、計画との関連性も含め言及する。コベネフィット型の観点も盛り込む。

9. ドラフトファイナルレポートの作成・報告

ドラフトファイルレポートを作成する。また、事前に JICA 本部・JICA ウズベキスタン事務所と調整し、先方政府に対し本調査の報告をオンラインで開催し、ウズベキスタン側の防災分野における構造物対策の必要性などの伝達を通じ、意識醸成を図る。ただし、本調査の結果に基づくレポートは今後の協力を約束するものではないことに留意し、現地関係機関に誤解を与えないように配慮する。

10. ファイナルレポートの作成・提出

ドラフトファイナルレポート報告会での先方政府、JICA 本部・JICA ウズベキスタン事務所からのフィードバックを反映し、ファイナルレポートを作成する。

第5条 報告書等

調査業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、提出期限は 2025 年 2 月 28 日とする。各報告書の先方政府の説明、協議に際しては、報告書作成前に発注者に説明の上、その内容について了承を得る。

・業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条の記載内容に加え、報告書目次案

提出時期：契約締結から 10 営業日以内

部数：和文電子データ

・ドラフトファイナルレポート

記載事項：ファイナルレポートに記載予定の内容（ドラフト）

提出時期：2025 年 1 月下旬

部数：和文電子データ

・ファイナルレポート

記載事項：調査全体成果（ドラフトファイナルレポートのコメントを反映したもの）

提出時期：2025年2月28日

部 数：報告書（CD-ROM：和文1部、英文1部、ロシア語1部）、和文（製本）2部、英文（製本）2部、ロシア語（製本）2部

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：報告書目次案

別紙2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

報告書 目次案

- 1 調査概要
 - 1.1 調査の目的と背景
 - 1.2 調査方法
 - 1.3 対象建築物の選定方法
- 2 ウズベキスタンにおける地震・耐震対策の取組状況と支援策
 - 2.1 ウズベキスタンにおける地震災害リスクと主な地震災害履歴
 - 2.2 地震防災対策の取組状況
 - 2.2.1 関連法令及び規則
 - 2.2.2 地震防災に関する国家関連計画・戦略
 - 2.2.3 地震災害リスクアセスメント
 - 2.2.4 地震・耐震対策の実施体制
 - 2.2.5 地震防災・耐震化促進に係る予算状況
 - 2.3 建築物の耐震化状況と取組内容
 - 2.3.1 耐震基準変遷（ウズベキスタンの今の建築基準の要約及び旧ソ連時代の基準との比較等を含む）
 - 2.3.2 耐震基準に対する取組状況
 - 2.3.3 新築建築物の耐震化促進に向けた取組状況
 - 2.3.4 既存建築物の耐震化促進に向けた取組状況
 - 2.3.5 タシケントの既存重要建築物の耐震性能
 - 2.3.6 重要建築物所管機関の耐震化施策に対する課題分析
 - 2.4 国際機関との連携状況（JICA、他ドナー）
 - 2.4.1 JICAによる過去の地震防災支援内容
 - 2.4.2 他ドナーとの連携
 - 2.5 調査結果総括
 - 2.5.1 ボトルネック及びフェーズ比較表

- 2.5.2 本邦技術の適用可能性に関する分析
- 2.5.3 先方政府による耐震化促進にかかる行動計画案
- 2.5.4 各支援スキームの案件ショートリスト
- 2.5.5 候補案件概要表
- 2.5.6 今後の支援方針に係る提言

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	現地コンサルタント活用などの効果的、効率的な調査の実現	第4条 調査の内容
2	複合的な課題解決に資する可能性の追求	第4条 調査の内容 6. 他分野の事業・イニシアティブ・構想の活用を検討
3	ショートリスト作成を行うための手法	第4条 調査の内容 7. 調査結果の総括

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.4人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：全途上国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配布資料

特になし

2) 公開資料

- 「プロジェクト研究 地震分野の防災協力の再評価と重点分野の今後の方策検討業務完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12338133.pdf>

- 「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について(平成26年4月外務省国際協力局)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072937.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。渡航国・地域で使用する言語はロシア語です。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力を

お願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：地震防災及び耐震化に関する各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル

作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書体裁等はA4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

- ・定額計上はありません。

(4) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3